

駐車場整備地区（周辺地区）

駐車場整備地区及び周辺地区は、商業地域及び近隣商業地域とこれらの周辺において自動車著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域について指定しています。

これらの地区に加え、市内の商業地域及び近隣商業地域において、一定規模以上の建築物の新築や増築等を行う場合、条例により駐車施設の附置等を義務付けています。

呉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（抜粋）

	駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域				周辺地区		1 台当たりの 最小規模	
	特定用途※ ¹		非特定用途※ ²		特定用途			
	対象となる 建築物規模	駐車場施設数の算定基準	対象となる 建築物規模	駐車場施設数 の算定基準	対象となる 建築物規模	駐車場施設数 の算定基準		
駐車施設の 附 置 基 準	1,000 m ² を超えるもの	150 m ² に 1 台	2,000 m ² を超えるもの	450 m ² に 1 台	2,000 m ² を超えるもの	150 m ² に 1 台	幅 2.3m×奥行 5m 【車いす用】 幅 3.5m×奥行 6m	
荷 捌 き 用 駐車施設の 附 置 基 準	2,000 m ² を超えるもの	百貨店その他 の店舗部分	3,000 m ² に 1 台	—	—	3,000 m ² を超えるもの	5,000 m ² に 1 台	幅 3m×奥行 7.7m 梁下高さ 3.2m
		事務所部分	5,000 m ² に 1 台					
		倉 庫 部 分	1,500 m ² に 1 台					
		そ の 他 の 特定用途部分	4,000 m ² に 1 台					

【備考】

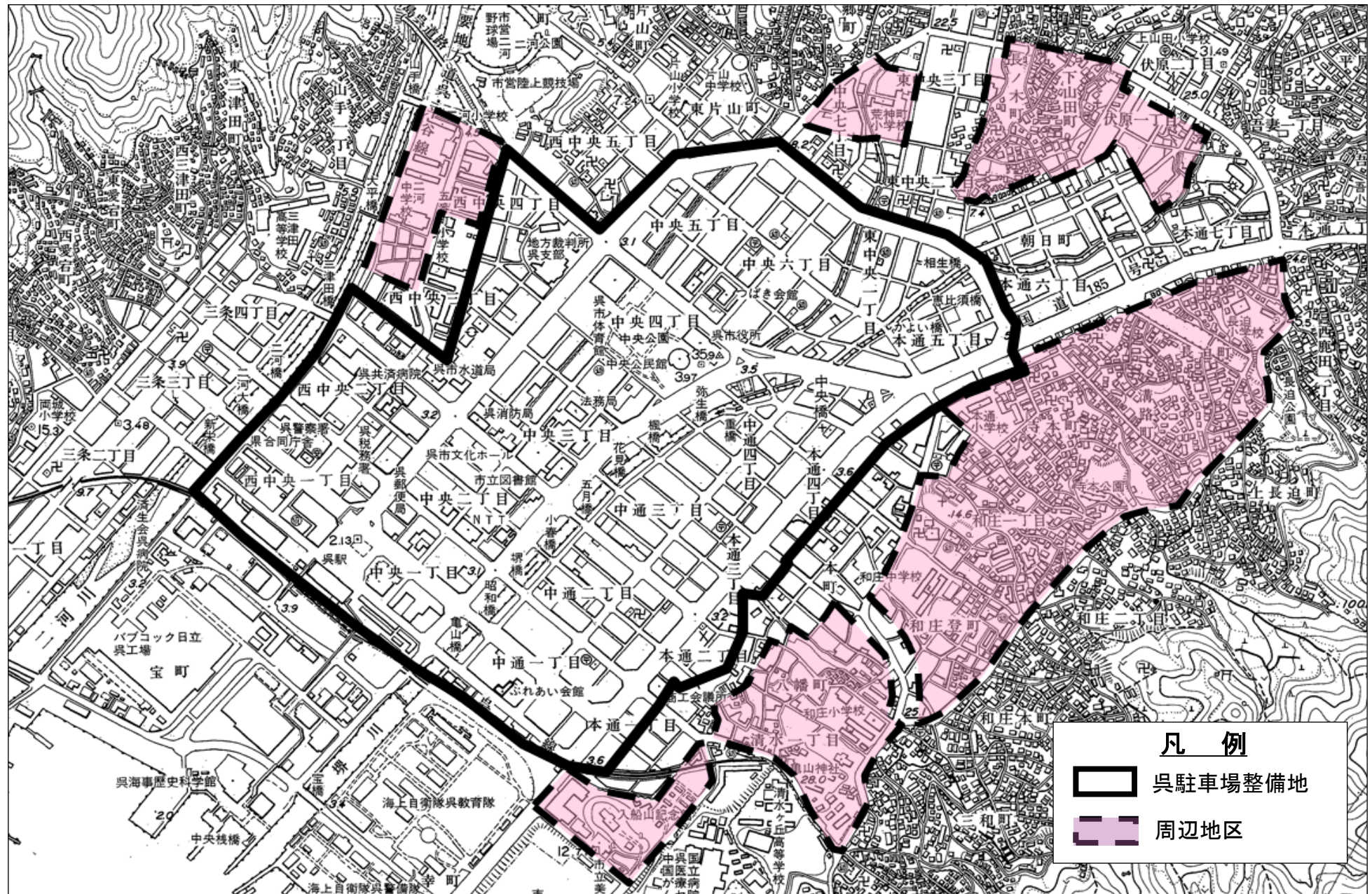
- ・6,000 m²未満の場合、附置数を軽減
- ・附置数の内数で1台以上の車いす用駐車マスを特定用途に義務付け
- ・荷捌き用駐車マスは附置数の内数で設置可能（敷地面積1,000 m²未満の場合は免除）

※1 特定用途：劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

※2 非特定用途：特定用途以外のもの

呉駐車場整備地区及び周辺地区の区域は裏面をご参照下さい。

〔参考〕 呉駐車場整備地区と周辺地区



(注) この他、呉市内の商業地域及び近隣商業地域も全て駐車施設附置条例適用地区内です。